

議案第 129 号

令和 5 年度宝塚市病院事業会計補正予算（第 2 号）

資料 7 医療安全体制について

1 当院の取組方針

医療安全の確保には、医療に内在する不可避なリスクを管理し、いかに患者の安全を確保するかに重点を置くべきとされている。医療安全管理体制を整備し、日々、安全対策の実践と業務を安全面から点検、改善していくことが、医療の安全確保と質向上につながるものである。

2 医療安全体制

(1) 医療安全管理委員会

病院内の医療安全管理に関わる諸問題を討議し、医療安全の推進を図る。

(2) リスクマネジメント委員会

病院内の医療事故等の防止を図る。委員会は原則として毎月 1 回開催、委員会とは別に週 1 回程度医療安全対策に係るミーティングを開催する。

(3) 医療事故調査委員会

宝塚市立病院の医療の質向上を目的とした医療事故及び医療の質に関する調査・検討するために委員会を設置する。

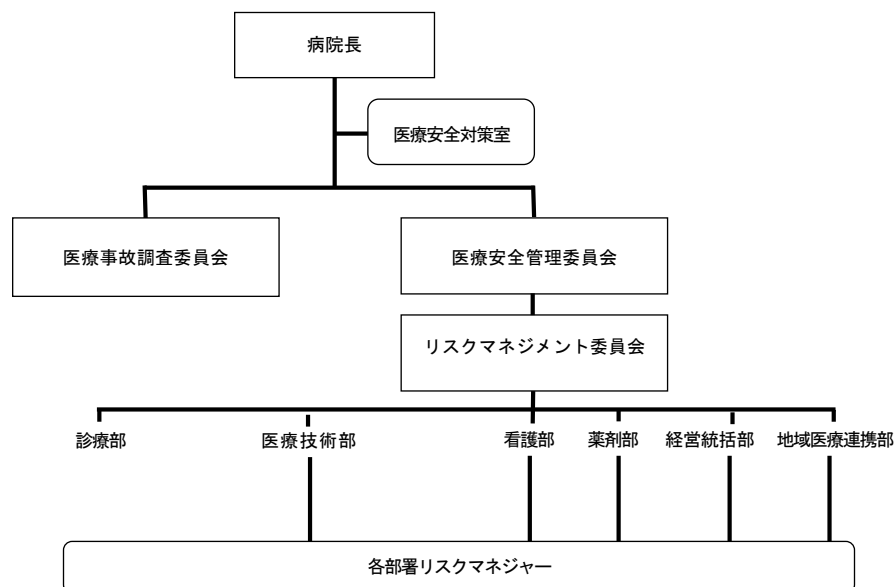


図 1 医療安全管理上の組織図

3 医療安全管理に関わる担当者の役割と権限

(1) 医療安全管理統括責任者（副院長）

ア 医療安全管理に関わる各担当者を指揮し、組織の医療安全を統括する。

イ 病院内の医療安全管理に関わる他の委員会等の業務を把握し、連携が図れるよう協力体制を構築する。

(2) 医療（患者）安全管理者（専従者1名）

医療安全管理統括責任者のもと、院内の患者安全活動を管理する。患者安全推進者（リスクマネジメント委員会委員やリスクマネージャー）が適切に業務を行えるよう協力体制を構築する。

(3) 患者安全推進者（リスクマネジメント委員会委員、リスクマネージャー）

ア 患者安全活動に関する委員会の決定事項を関係部署に周知させる。

イ 委員会の決定事項が確実に実行されるように現場の調整を行う。

ウ 委員会の決定事項が実行されているか確認する。

エ 患者安全に関する現場の問題や検討された対策案をリスクマネジメント委員会または定期的（1回/週）ミーティングまたは医療安全対策室に報告し、協議する。

(4) 医療事故紛争・苦情対応責任者

医療安全管理統括責任者と連携のもと、医療事故紛争・苦情に関する患者・家族への対応責任者として、紛争・苦情の窓口担当者の管理および支援を行う。必要に応じて自らが直接患者・家族に対応する。

(5) 紛争対応窓口担当者

ア 医療安全管理統括責任者、医療事故紛争・苦情対応責任者のもと、医療事故紛争に関する窓口業務として、患者・家族と直接対応し交渉する。

イ 弁護士、医療安全管理に関わる担当者と連携して対応案を立案する。

(6) 苦情対応窓口担当者

医療事故紛争・苦情対応責任者のもと、苦情に関する窓口業務として、患者・家族と直接対応し交渉する。

4 医療安全管理のための職員研修

(1) 組織全体に共通する内容で年2回以上実施する。

(2) 部署ごとのリスクマネージャーが中心となった、医療安全に必要な研修の企画・運営を支援する。

(3) 全職員、リスクマネージャー、新人職員、会計年度任用職員（月額以外）、新任医師、研修医、職種別等対象に応じた研修会の企画、立案を行う。

5 インシデント・医療事故報告制度

(1) 院内報告制度

インシデント・医療事故のすべての事象は、インシデントレポートシステムに入力し報告する。

(2) 外部機関への報告

外部機関へは、各制度、実施要綱に基づいて報告する。

ア 日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」

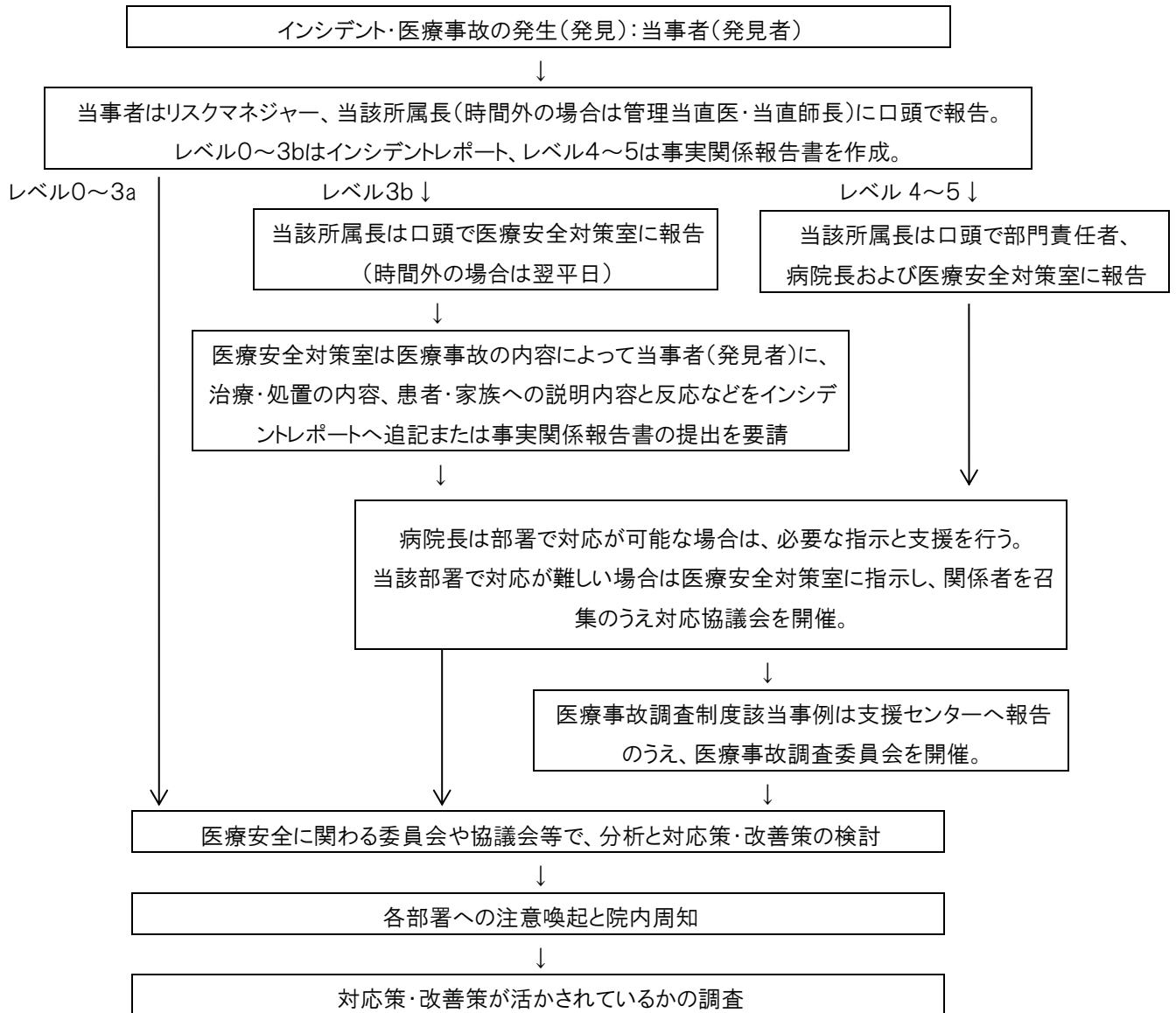
イ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」

<参照：インシデントまたは医療事故の判断基準>

	院内レベル	説明
インシデント	レベル 0a	誤った行為が発生したが、患者には実施されなかった場合（仮に実施された場合、軽微な処置・治療が必要もしくは処置・治療が不要と考えられる）
	レベル 0b	誤った行為が発生したが、患者には実施されなかった場合（仮に実施された場合、濃厚な処置・治療が必要であると考えられる）
	レベル 0c	誤った行為が発生したが、患者には実施されなかった場合（仮に実施された場合、死亡もしくは重篤な状況に至ったと考えられる）
	レベル 1	誤った行為を患者に実施したが、結果として患者に影響を及ぼすに至らなかった場合
	レベル 2	行った医療又は管理により、患者に影響を与えた、又は何らかの影響を与えた可能性がある場合（患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた）
	レベル 3a	行った医療又は管理により、本来必要でなかった簡単な治療や処置が必要となった場合（消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤投与等軽微なもの）
医療事故	レベル 3b	行った医療又は管理により、本来必要でなかった治療や処置が必要となった場合（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折などの濃厚なもの）
	レベル 4	行った医療又は管理により、生活に影響する重大な永続的障害が発生した可能性がある場合
	レベル 5	行った医療又は管理が死因となった場合
	その他	院内レベルに該当しない場合（患者・家族からの暴言・暴力、患者と関係がない医薬品の紛失や盗難、自殺や自殺企図、組織に関わる問題等）
	不明	現時点では、レベルを判定できない場合

インシデントレポートの流れと報告体制

インシデント・医療事故のすべての事象(レベル 0～5)



6 患者との情報共有と相談への対応

職員は患者との情報の共有に努め、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとし、本指針は宝塚市立病院ホームページに掲載する。また、患者等からの相談、苦情に応じられる体制を確保するために、医療安全相談窓口を設置する。詳細は「医療安全相談窓口規程」に定める。